

回 答 書

令和 6 年 8 月 2 3 日

鞍手町長 岡崎 邦博
(管財課庁舎等建設推進係)

業務名：鞍手町新庁舎カフェ運営事業

質問 No.	該当箇所	質問事項	回答
1	仕様書 別添資料 1-1	厨房機器の工事区分「別途工事」について、リストにある品名や仕様とは違う機器を導入しても良いのか。またその費用負担は、全額弊社負担となるのか。	同等の機器仕様（寸法、消費電力等）であれば、設置可能です。ただし、設置費用は事業者の全額負担となります。また、予め設置されているもの以外の厨房機器・備品を設置する場合は町との協議が必要です。
2	仕様書 別添資料 2	搬出入時や営業時間中は、搬出入の経路や車両停車・駐車場所など決まっているのか。その他、更衣室や休憩室として使用できる場所（部屋）はあるのか。	搬出入経路、駐車場所については、契約協議において、町と事業所との協議のうえ決定します。 更衣室や休憩室として使用できる場所はありません。
3	仕様書 別添資料 2	販売方法として、厨房内から庁舎の外にいる客に直接手渡しができる窓やカウンターはあるのか。またテラスカフェ13㎡から廊下側にチラシや販売品の陳列棚を自主設置してもよいか。	テラス側に片開き窓（W1200mm×H950mm）が設置されています。（「別添図面」にて確認ください。） 町が許可した場所であれば、チラシや販売品の陳列棚の設置は可能ですが、過度の占用により、来庁者や職員の通行の妨げとならないよう設置してください。
4		業務委託契約の期間について、一定の期間が設けられているのか。また賃料の設定はあるのか。	委託契約ではありません。使用貸借契約となり、鞍手町行政財産使用料条例第5条第4号より、使用料は無償です。ただし、別途光熱水費、空調費の納付が必要です。 契約期間は5年です。6年目以降も営業を希望する場合は、カフェの利用状況、経営状況等評価のうえ、延長を決定します。 ※仕様書2頁・5使用条件(2)(3)(4)参照

5		カフェの営業は、閉庁日は不可能なのか。もし可能な場合はどのような条件があるのか。	年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く日であれば、閉庁日（土・日・祝日）でも営業可能です。ただし、営業時間は、午前8時30分から午後9時45分までの間で営業してください。 ※仕様書3頁・7カフェの運営に関する条件等(2)参照
---	--	--	---